

# 久慈市保育施設利用調整指数表

平成29年4月1日以降適用

## ◎ 基準指数

番号	保護者の状況		指数	保育の必要量	
	類型	細則			
1	就労	月20日以上	8時間以上の就労を常態	10	標準時間
			6時間以上8時間未満の就労を常態	9	標準時間
			5時間以上6時間未満の就労を常態	7	標・短時間
			4時間以上5時間未満の就労を常態	5	短時間
		月16日以上	8時間以上の就労を常態	8	標準時間
			6時間以上8時間未満の就労を常態	7	標・短時間
			5時間以上6時間未満の就労を常態	5	短時間
			4時間以上5時間未満の就労を常態	4	短時間
		月12日以上	8時間以上の就労を常態	7	標・短時間
			6時間以上8時間未満の就労を常態	6	短時間
			5時間以上6時間未満の就労を常態	4	短時間
			4時間以上5時間未満の就労を常態	3	短時間
その他	月48時間以上の就労を常態	3	短時間		
2	妊娠・出産	妊娠中～出産予定日から2ヶ月	8	標準時間	
3	疾病・障害	入院	概ね1ヶ月以上の入院	8	標準時間
		居宅内	常時臥床・精神性疾患	8	標準時間
	一般療養（概ね1ヶ月以上の安静加療）		6	短時間	
	一般療養（その他）		4	短時間	
	身体障害者手帳 精神障害者福祉手帳	1・2級	8	標準時間	
		3級	6	短時間	
4	介護・看護	居宅内	常時臥床の高齢者・重度心身障害者等の常時介護	9	標準時間
			上記以外の者の常時介護	8	標準時間
	入院	概ね1ヶ月以上の入院付き添い	8	標準時間	
	通院・通所	週3日・1日6時間以上の付き添い	6	短時間	
	その他		3	短時間	
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧活動中	8	標準時間	
6	求職活動	ハローワークカードあり	3	短時間	
		ハローワークカードなし	1	短時間	
7	就学	就学（職業訓練など、就労につながる就学を含む）	8	標準時間	
8	虐待・DV	児童虐待のおそれがあると認められる場合	8	標準時間	
		配偶者等の暴力により育児が困難と認められる場合	8	標準時間	
9	育児休業	育児休業を取得する方	3	短時間	

## ◎ 調整指数（基準指数に加算）

番号	世帯の状況	指数
1	ひとり親家庭	10
2	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	8
3	主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合	5
4	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	10
5	利用する子どもが障害を有する場合	2
6	育児休業を終了した場合	2
7	兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望する場合	5
8	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	2
9	利用する子どもが保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの場合	2
10	65歳未満の同居する祖父母が保育可能な場合	-2
11	正当な理由なく利用料の滞納がある場合	-5

## ◎ 同一指数の場合の優先順位

順位	類型
1	虐待・DV
2	災害復旧
3	就労（居宅外）
4	就労（居宅内）
5	妊娠・出産
6	疾病・障害
7	介護・看護
8	就学
9	育児休業
10	求職活動